

前回の口頭弁論期日の後、進行協議が開かれました。

双方が別々に、裁判所と間で協議がありました。裁判所からの実際上の和解案の提示でした。

裁判所は、中部電力の基準地震動に関するデータの改ざんを「重く受け止めている」として、中部電力に対し、3、4号機の審査はいつになるか分からないから、現在行っている変更許可申請での運転はしないということを認めたらということを勧告したのです。裁判所は、こちらに対し、「『現在行っている変更許可申請にかかる3、4号機の運転をしてはならない』に請求の趣旨を変更したらどうか。5号機は取り下げることにして、3、4号機に限定したらどうか。請求の趣旨を変更することにしたらどうか。そうして、被告は、それを『認諾する。』ということにしたらどうかと、被告に勧告している。」というような話でいた。「被告は、持ち帰って検討する。」とのことなので、原告も検討して欲しい。また、次回期日までは、この話を他言しないで欲しい。」というようなことでした。私たちは、この和解案を聞いて驚きました。

その後、弁護団内で協議しました。そして、この請求の趣旨であれば、将来、中部電力が新たに設置変更許可申請をすることまでは禁じていないので、『認諾する』こともありえるのではというのが裁判所の提案だったので、裁判所の和解案をのもうではないか、こちらは請求の趣旨を変更しようというのが、私達弁護団の結論でした。中部電力が「認諾する」のなら、それは、大きな成果であると、私達弁護団は判断したのです。

ところが、中部電力は、裁判所の和解案は飲めないという返事を、数日前に、裁判所にしてきたとのことでした。

このような経過があったにもかかわらず、裁判所が「紛争の成熟性がないとして、本件を却下する」というような暴挙に出るならば、このような経過があったことを公表するということを、本日、裁判所には伝えました。